

一般社団法人日本地域看護学会
令和6年能登半島地震被災会員の年会費免除について

◎令和6年能登半島地震：

1/1 災害救助法適用、1/11 激甚災害(地域を限定しない)、特定非常災害（災害救助法が適用された災害発生市町村の区域）指定

1. 趣 旨

- ・令和6年能登半島地震が激甚災害および特定非常災害に指定されたことから、2024年度に限り、災害救助法の適用地域に居住あるいは所属機関のある会員の年会費を免除する。

2. 該 当 者

- ・災害救助法の適用地域に居住または所属機関がある会員（正会員、ユース会員）で、自己申告した者（罹災証明書等の提出は求めない）。
- ・2024年4月1日時点で日本地域看護学会の会員である者。入会手続き中の者は含まない。

3. 該当する事例

- 1) 被災によって自宅損壊などの被害を被った場合
- 2) 被災による勤務先の閉鎖等により離職した場合
- 3) その他、上記に準ずる被害を被ったと判断できる場合
- 4) 会員を扶養する者が上記に該当する場合

4. 免除する年会費

- ・2024年度の年会費のみを免除する。ただし、前年度までの年会費に未納がある場合、未納分の年会費は免除対象とはならない。

5. 申請方法

- ・2024年度年会費免除申請書（別紙）に記入のうえ、E-mail、FAX、郵送で学会事務局に提出する。
- ・申請期間は、2025年3月31日までとする。

6. 審査・決定

- ・2024年度年会費免除申請書等を学会事務局がとりまとめ、直近の理事会、あるいはメール審議で審査・決定する。

7. 周知方法

- ・会員のメーリングリストにて配信する。
- ・学会HPにて周知する。
- ・年会費納入のお知らせに記載する。